

奈良市サッカー協会第4種委員会内規

1. 委員会設置の目的

- ① 委員会は、奈良市サッカー協会第4種の事業を総括、運営する目的で設置する。
- ② 委員会は、委員の互選によって委員長を選出する。
- ③ 委員長は、この委員会を代表し、その業務を総理する。
- ④ 委員長は、副委員長及び各部の部長・副部長を任命する。
- ⑤ 部長会議は、委員長、副委員長、各種委員会の部長・副部長で構成し、第4種の活動が円滑に行われるための業務を行う。
- ⑥ 4種内に規律委員会を設置し、内規が守られなかった場合、ペナルティを検討する。
- ⑦ 諸問題が生じた場合は臨時総会を開き、2/3以上の議決を経て処分を決定する。

2. チーム公式戦出場への資格について

- ① 奈良市サッカー協会主催の大会に参加するチームは、奈良県サッカー協会第4種委員会に届け出を行い、奈良市サッカー協会の承諾を受け、奈良県サッカー協会第4種委員会に承認されなければならない。

3. 大会運営について

(1) 試合方法

- ① 公式戦は、原則として20分ハーフとし、5分間の休憩をはさむ。ただし、大会によっては15分ハーフまたは、12分ハーフで行うこともある。
- ② トーナメント戦において、正規の時間が過ぎても勝敗が決しない場合は、PK方式で次の回戦に進む権利を決定する。
- ③ 決勝戦については、5分ハーフの延長戦をする。それでも勝敗が決しない場合は、PK方式とする。
- ④ リーグ戦の場合、勝ち点は、勝ち3・引き分け1・負け0とする。
- ⑤ 大会シードは会場チームとし、試合時間を配慮する。
- ⑥ フェスティバル・秋季大会では、コートの外で給水できるように、ボトルなどをおく。

(2) 参加資格

- ① ベンチ入りの人数制限については、大会エントリー用紙の16名（県登録済み）までの選手と、監督・コーチ・主務等の指導者3名までとする。したがって試合中のベンチ人数は11名（選手8名、指導者3名）までとする。このとき、選手はユニフォーム姿では座らない。（ビブスカジャージを着用する）
- ② 選手交代は、全ての大会で自由な交代とする。
- ③ 各大会の各試合開始時に、選手が8名以上いないと失格とする。また、試合中に選手が5名以下になった場合もその時点で没収試合とし、相手側チームの勝ちとする。試合は、成績に関係なく交流試合となる。エントリー用紙がない場合も同様とする。ただし、市独自の大会に限り、各試合開始時に選手が6名以上いないと失格とする。
- ④ メンバーチェック時（1試合目の前）には出場選手は選手証（写真を貼り付けたもの）を持参し、エントリー用紙に基づいてメンバーチェックを受ける。選手証のない場合は出場できない。
- ⑤ U-9サッカーフェスティバルは県登録していない選手も参加することができる。ただし、スポーツ保険には加入のこと。
- ⑥ 各種大会は、選手証とエントリー用紙のチェックを行う。選手権は、大会冊子によるエントリーのチェックを行う。ただし、U-10サッカーリーグについては、選手

証のみでのメンバーチェックを行う。

- ⑦ エントリー用紙は、試合当日に大会本部に1部提出する。2日目の各トーナメントには各チームが責任を持ってエントリー用紙を持参する。
- ⑧ 奈良市限定の大会に参加するに際し、該当学年以下で県登録選手が8名に満たない場合に限り、そのチームどうしの連合による大会参加を認める。その場合、他の単独チームと同様に、上位進出権を与えるものとする。

(3) 服装

- ① ユニフォーム（シャツ・パンツ・ストッキング）は、選手固有の背番号（1～99、エントリー用紙と同じもの）の付いた統一されたものであること。但し、GKが負傷等で退場した場合は、この限りではない。
- ② ユニフォームは、FPで2色、GKはFPと違う色で2色用意し、トータル必ず4色になるように準備する。
- ③ 半袖のユニフォームの下に長袖のアンダーを着る場合は、それもユニフォームの一部と見なされるため、必ずチームで色等を揃えておくこと。また、半袖のユニフォームの下に袖の色と違うアンダーシャツを着る場合は、チーム全員が着用すること。
- ④ ユニフォームには、必ずチーム名かそれに替わるエンブレムを入れること。
- ④ GK以外は帽子を着用しない。
- ⑤ シューズは固定ポイント（取り替えのものは禁止）とする。
- ⑥ レガースは必ず着用すること。
- ⑦ スパッツをはく場合は、必ずパンツと同色であること。
- ⑧ ユニフォームが対戦相手と重なったときは審判がコイントスを行い、どちらかのチームがユニフォームを交換する。事前に分かっているときは、本部でコイントスを行う。

(4) 抽選方法

- ③ 抽選は抽選会で受付をした順に行う。

(5) エントリー

- ① 基本的に16名とする。但し、一定の条件を満たせば、大会によっては2チームエントリーを認めることがある。
- ② エントリー用紙に記載された背番号と、試合での背番号は同じでなければならない。同じでない場合、その選手は試合に出場できない。

(6) 審判

- ① 各大会には、各チーム必ず2名の審判員を出すこととする。（主審・副審・予備審を置き、予備審は自由な交代の時にチェックを行う。2名の審判員は、主審・副審・予備審のいずれかを行う）
- ② エントリー表には必ず2名の審判員を記名する。
- ③ 審判の配当については、リーグ戦は組み合わせに書かれてある通りに行う。トーナメント戦は、1回戦のみ第1試合から3・4・1・2の順で相互に行う。準決勝・決勝（3試合）は、大会本部より指名することがある。
- ④ 各チームは、公式戦には十分に経験を積んだ信頼のおける審判員を帯同・派遣することとする。また、各チームの指導者及び保護者は審判員の判定には必ず従い、絶対に不服を申し立てない。これらに違反したチームは、規律委員会で除名を含めた処分を検討する。
- ⑤ 審判を務めるときは、必ず審判服及びストッキングを着用する。
- ⑥ その他審判に関する事項は、「奈良市サッカー協会第4種審判申し合せ事項」を遵守する。

(7) 反則退場等の処分

- ① 選手の警告・退場の累積はしない。

- ② チーム指導者が退席処分になった場合は、規律委員会でその内容を検討し、処分することもある。

(8) 開・閉会式

- ① フェスティバルと選手権大会のみ開会式を行う。他の大会においては特に開会式は設けない。
- ② 各大会において閉会式を行う。ベスト8までのチームはこれに参加する（そのためにフレンドリー戦も積極的に入れていく）。但し、冬など選手のコンディションを考慮して、ベスト4までのチームで行うこともある。

(9) その他

- ① グランド内の喫煙は禁止する。
- ② 試合中のベンチ外でのサイドコーチングは禁止する。
- ③ 各会場で、会場担当係、駐車担当係、記録担当係を設ける。
- ④ ゴールに着いているポスト保護カバーは外す。
- ⑤ 会場を確保できるチームは、年間会場割り当て計画に沿って、積極的に会場を確保する。
- ⑥ 選手の育成を大事に考え、相手チームはもとより自チームの選手にも罵声等を浴びせることがないようにすること。
- ⑦ 保護者の応援マナーを守り、行き過ぎのないように各チームで啓発する。
- ⑧ 緊急の連絡の場合、必ずチームの代表者または監督に連絡する。

4. 総会

- ① 総会は年1回4月に行う。
- ② 年度当初の重要な会議については、総会で決議する。
- ③ 総会は、市に登録されたチームの代表者総数の2/3以上の出席、あるいは委任状の提出があれば成立する。
- ④ 総会を欠席する場合は、委任状を委員長に提出しなければならない。
- ⑤ 総会における議決権は、各チームの代表者1票とする。但し、委員長・副委員長も1票の議決権を持つ。（臨時総会も同様とする。）

5. 新チームの登録

- ① 新しくチームを作り、登録する場合は、委員長にその旨を11月末日までに必要書類（活動母体小学校名・選手の氏名及び学年、在籍学校名・代表者の氏名・住所・電話番号・練習予定日・今後の活動計画などを記載したもの）を添えて申し出なければならない。その後、部長会議で検討し（強化を目的とした連合・合併ではないのか、近隣のチームとのトラブルが発生するおそれがないか、3年以上継続して活動する条件が整っているかどうかなど）、総会に提案、2/3以上の投票による賛同があれば、1年間準加盟とする。
- ② 準加盟チームは1年間の活動状況を確認し、次年度総会時に2/3以上の投票による賛同があれば、協会加盟を承認する。その場合、新規チームと同様に、11月末日までに委員長まで加盟申請の旨を申し出る。

6. 部員の募集

- ① すでにチームが活動している地域（母体）への部員募集（ビラ配り・ポスター貼り・イベントなど）は行わない。
- ② 当該小学校を母体として活動しているチームがない場合、部員募集をするときには近隣チームの了承を得る。

- ③ 各チームのホームページでの部員募集は詳細は掲載せず、具体的な内容は各チームに問い合わせをすることとする。
- ④ 活動地域を越えての入部希望がある場合、該当チームの代表者に連絡を取ること。

7. ホームページ及びSNSについて

- ① 管理は各チームで厳重に行う。

8. その他

- ① 登録チームは、県及び市の行事・運営に積極的に協力しなければならない。
- ② 送迎用の車は選手用5台までとし、指導者用は1台とする。配布した駐車証にチーム名と携帯番号を明記し、車に掲示しておく。この駐車証のない車は試合会場には入れない。(但し、役員の車は別途駐車証を配布する)
- ③ 試合会場への現地集合はしない。

9. 附則

- ① 奈良市サッカー協会第4種委員会の事業年度は毎年4月1日において始まり、翌年3月31日に終わる。
- ② この内規を変更しようとするときは、総会にて2/3以上の議決を経なければならない。
- ③ この内規は、2003年4月6日から施行する。

- ・ 2006年4月2日 一部改正
- ・ 2006年4月7日 一部改正
- ・ 2008年4月5日 一部改正
- ・ 2016年4月9日 一部改正
- ・ 2017年4月8日 一部改正